

ふくしま技術情報不正流出防止ネットワーク

Fukushima Prevention Network for Illegal Leakage of Technological Information

技術流出の防止に向けて

情報漏えいを防ぐための「5つの漏えい対策」のうち、今回は、
『**秘密情報と思わなかった**』という事態を招かないための対策
(秘密情報に対する認識向上)

についてご紹介します。

自社の実情に照らして対策を検討するなど、参考にしてください。



認識向上の目的

秘密情報の対象範囲や取り扱いについての従業員等の認識を深めると同時に、**不正に情報漏えいを行う者が「秘密情報であることを知らなかった」、「社外へ持ち出してはいけない情報だとは思わなかった」等と言い逃れができないようにする**ことを目的としています。

対策の具体例

- **秘密情報の取り扱い方法等に関するルールの周知**
従業員等が社内規程の内容を認識できるよう、定期的に行われる朝礼や課内会議等で説明するなど、継続的に研修等を実施しましょう。また、eラーニングを導入するなど効果的です。
- **秘密保持契約等（契約書を含む）の締結**
秘密保持契約等は、従業員の秘密情報の管理に対する認識をより確実なものにする効果があります。
契約等に盛り込む内容は、「秘密を守る」という内容のみだけでなく、「持ち出し禁止（持出が認められる場合はその条件）」、「返還、廃棄・消去（必要があればその確認）」といった取扱いの内容も定めておきましょう。
秘密保持契約等を締結するタイミングとしては、入社時や退職時のほか、取り扱う情報の種類や範囲が大きく変更される異動時等があります。
- **秘密情報であることの表示**
社内規程に基づき、秘密情報が記録された媒体等（書類、書類を綴じたファイル、USBメモリ、電子文書そのもの、電子文書のファイル名、電子メール等）に自社の秘密情報であることを明確に表示しておきましょう。
直接表示することが困難な物件等については、秘密情報に当たる物件が保管されている場所に「無断持ち出し禁止」、「写真撮影禁止」といった掲示をしたり、物件リストを作成して周知するといった方法も考えられます。



4回にわたって「接近の制御」「持出の困難化」「視認性の確保」「秘密情報に対する認識向上」についてご紹介しましたが、これらの中には、不正競争防止法上の「営業秘密」の要件である「秘密管理性」を満たすために必要な「認識可能性」の確保につながるものや、従業員のミスによる漏えいの防止につながるものもあります。
自社の実情に合わせて対策し、情報漏えいの防止に努めましょう。

(詳細は、経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」をご参照ください)